

全自動貸金庫規定

新湊信用金庫

第1条 全自動貸金庫の利用

新湊信用金庫（以下「当金庫」といいます）に全自動貸金庫（以下「貸金庫」といいます）の利用を申し込み、当金庫が適当と認めた方（以下「借主」といいます）は、当金庫があらかじめ貸与した貸金庫室の開閉のための全自動貸金庫ご利用カード（以下「貸金庫カード」といいます）および貸金庫（函）開閉のための鍵とにより、貸金庫を利用する事ができます。なお、代理人を指定する場合は、借主があらかじめ届出てください。当金庫が適当と認めた場合は利用する事ができます。代理人の貸金庫の利用についても、この規定を運用するものとします。

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEのいずれにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第2条 格納品の範囲

- ① 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし総重量は20キログラム以下とします。総重量が30キログラムを超えると、文字表示盤に表示がされますので、総重量を20キログラム以下にしてください。
 1. 預金通帳、証書、契約証書、権利書、その他の重要書類
 2. 公社債権、株券、その他の有価証券
 3. 貴金属、宝石、その他の貴重品、ただし壊れやすいものは、格納できません。万一、毀損した場合でも当金庫は責任を負いません。
 4. 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
- ② 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

第3条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月末までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条 使用料

- ① 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により一年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、当座小切手の振出しまたは、普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書の提出によらず、払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を一ヶ月としてその月から月割・日割計算により支払って下さい。

- ② 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初に継続される契約期間から運用します。
- ③ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻いたします。

第5条 鍵の保管

貸金庫に附属する鍵正副2個の内、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

第6条 カードの発行、暗証の届出等

- ① 貸金庫の利用にあたっては、貸金庫利用申込書および貸金庫利用暗証番号（以下「暗証届」といいます）並びに貸金庫印鑑届に記入のうえ、ご使用の印章および暗証を届出てください。当金庫は貸金庫カードを発行します。
- ② 代理人を指定しているときは、代理人の暗証を暗証届に記入のうえ届出てください。当金庫は、代理人が使用する貸金庫カードを発行します。

第7条 貸金庫室および貸金庫の開閉等

貸金庫室および貸金庫の開閉は、次により取り扱ってください。

- ① 貸金庫の入庫にあたっては、借主または代理人が貸金庫カードを所定のカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- ② 貸金庫（函）の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行なってください。
- ③ 格納は、貸金庫室（専用個室）内に行なってください。
- ④ 利用後は、貸金庫（函）を施錠しスライド蓋を閉じてください。貸金庫（函）は自動的に格納されます。

第8条 届出事項の変更等

- ① 届出の印章および暗証または各称、代理人、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面により取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ② 正鍵および貸金庫カードを失った時、もしくは毀損したとき及び印章を失った時も同様とします。
- ③ 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第9条 貸金庫カード、鍵の紛失時等の取扱

- ① 貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合または毀損した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求める事があります。
- ② 貸金庫カードを失った場合で、当金庫が貸金庫の変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。なお、この場合、当金庫所定の手続きをしたうえ従前の貸金庫は直ちに明け渡してください。
- ③ 貸金庫カードを失った場合もしくは毀損した場合で、貸金庫カードを再発行する場合は、当金庫所定の手続きをした後に当金庫が適当と認めた場合に行います。なお、貸金庫カードを再発行する場合は、当金庫所定の手料を支払ってください。
- ④ 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替に要する費用を支払ってください。また、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合には、直ちにこれに応じてください。なお、この場合、当金庫所定の手続きをしたうえ従前の貸金庫は直ちに明け渡してください。

第10条 暗証番号照合、印鑑照合等

- ① 貸金庫の開閉にあたり、カード読取機により貸金庫カードを確認のうえ記録(貸金庫カードを自動的に転写します)し、ボタン操作により入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱をしましたうへは、借主または代理人が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については当金庫は確認する義務を負いません。
- ② 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取り扱いをしたうへでは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条 損害の負担等

- ① 災害、事故その他の不可抗力の事由または、当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障などが発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられない事があります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ② 前項の事由による格納品の紛失、減失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けた時は、その損害を賠償してください。

第12条 解約等

- (1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約する事ができます。この場合、正鍵、貸金庫カ

一 および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡して下さい。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第9条に準じて取扱します。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当金庫からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

1. 借主が使用料支払わないとき
2. 借主が死亡した時
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
4. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
5. 借主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

- (4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落するものとします。
- (5) 第1項または第3項の明け渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を利用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格などにより処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める事ができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、延滞損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第13条 金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。

第14条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫をもとめられたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第15条 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用後、および貸金庫カードは譲渡、転貸または質入することはできません。

第16条 保証人

保証人は、この契約から生ずる全ての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合にも同様とします。

以上

平成21年10月29日 改定